

じゅうようじこうせつめいしょ
重要事項説明書

ここでは、「GH(ジーエイチ)健康促進住宅」(共同生活援助)です。地域生活の中においてグループで家族的な生活を望む障がい者に対し、日常生活における援助を行いながら自立を目指す人を応援する共同住宅です。利用対象者は、身体、知的、精神障害、難病患者の方で、障害福祉サービス受給者証を受けている方です。

よくわからないところがあれば、質問して聞いて下さい。

1. 運営者

法人	社会福祉法人 岐阜羽島ボランティア協会
本部事務所	羽島市 狐穴719番地1
理事長	川合 宗次
電話番号	058-393-0751

2. GH健康促進住宅・オールミックスについて

住所	GH健康促進住宅 羽島市下中町城屋敷226-1 健康促進住宅 2号棟 オールミックス 羽島市上中町長間 1214 番地 1
管理者	わたなべ ひろたけ 渡邊 博丈
電話番号	GH健康促進住宅 058-322-2918 オールミックス 058-391-1440
定員	22人 (GH健康促進住宅18人 オールミックス4人)
開設日	2015年3月1日
運営方針	①事業所は、利用者が自立を目指し、地域において共同して日常生活が送れるように、身体及び精神の状況並びにそのおかれている環境に応じて、共同生活起居において食事提供、相談、その他の日常生活の援助を行います。

	<p>②事業所は、利用者の意思及び人格を尊重します。常に利用者の立場に立ったサービスを提供します。</p> <p>③事業所は、地域との結びつきを大切にします。市町村、他の居宅支援事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。</p> <p>④事業所は自らその提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図ります。</p>
あなたの部屋	

3. 利用料について

利用料	<p><u>GH 健康促進住宅</u></p> <p>家賃 (南側) 13,000円 (北側) 11,000円</p> <p>食材費 約24,000円 (朝 200円/昼 400円/夕 600円)</p> <p>日用品 2,000円 (家賃補助制度 -10,000円)</p> <p>水光熱費 実費 (使った分を払います)</p> <p><u>オールミックス</u></p> <p>家賃 20,000円</p> <p>食材費 約24,000円 (朝 200円/昼 400円/夕 600円)</p> <p>日用品費 2,000円</p> <p>水光熱費 15,000円</p>
請求	<p>翌月10日までに請求</p> <p>月末までに支払ください</p> <p>(例) 2月分→3月10日請求、 3月31日までに支払う</p>
ホームに支払う お金のこと	<p>① 日中活動にかかる利用料金に対しては、介護給付金が事業所へ支給されます。</p>

	<p>かいごきゅうふきんひ どうじぎょうしょ しちょうそん だいいりじゅりょう ぶん じゅきゅうしゃしょう 介護給付金費は、当事業所が市町村から代理受領する分と、受給者証の きさいないよう もと ふうたんきん 記載内容に基づいたあなたの負担金があります。</p> <p>② あなたのサービス負担額は、市町村が上限を定めています。そのサービスの りょうじょうきょう どうじぎょうしょ つきつき ふうたんがく かわる 利用状況により、当事業所への月々の負担額が変わることがありま す。当事業所が代理受領をおこなった介護給付費は、あなたに通知しま す。</p> <p>③ 償還払い、介護給付費金額を事業者が代理受領をおこなわない場合は、 しちょうそん さだめるかいごきゅうふきじゅんがく おしはらい 市町村が定める介護給付費基準額をいったんお支払いいただきます。この ばあい 場合は、あなたに「サービス提供証明書」と「領収書」交付します。 (「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に しんせい しきゅう 申請すると支給されます。)</p>
しはら ほうほう 支払い方法	げんきん てわた こうざふりかえ 現金で手渡し、もしくは口座振替

4. スタッフの勤務体制

あさ こぜん 朝) 午前7:00~午前10:00 よる こぜん 夜) 午後3:00~翌朝7:00 にスタッフがいます。	
かんりしゃ ぜんたい かんり 管理者(全体の管理)、サービス管理責任者(サービス計画のお手伝い)、せいしんほけんふくしし こころ そうだん 社会福祉士(専門的な相談)、せわにん せいかつしえんいん み まわ てつだ ぜんぶ 世話人・生活支援員(身の回りのお手伝い)、全部で34人います。	

5. 大切なものの管理について

かね つうちょう お金・通帳	じぶん かんり しんぱい 自分で管理することが心配でしたら、ホームで預かります(貴重品袋に入れて かんり 管理します)
しよるい 書類 ほけんしょう 保険証など	じぶん かんり しんぱい 自分で管理することが心配でしたら、ホームで預かります(貴重品袋に入れて かんり 管理します)
かね か か お金の貸し借り	いっさいきんし 一切禁止
かね つか かた お金の使い方	おこづかい ちょう か おこづかい帳を書きましょう

6. 約束

ほかの人の秘密は守ること

できることは自分ですること

なんでも相談すること

7. 食事・掃除

食事は、朝、夜、（外出しない場合は昼）の分を提供します。お金は、食べた回数に応じて請求します。

薬を飲む人は、薬の保管や飲み忘れの防止など、スタッフに相談してください。

あなたの部屋は自分で掃除をしてください。掃除機は共有スペースにあるものを借りてください。

8. 地域生活支援拠点等の機能を担う事業について

地域生活支援拠点等として次の機能を担います。

① 緊急時の受け入れ・対応について

短期入所や共同生活援助の空室等を活用した緊急時の受入体制や医療機関、その他関係機関への連絡調整等必要な対応を行う機能。

② 体験の機会・場

地域移行・定着支援や地域社会での自立に向けて、障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場の提供をする機能。

③ 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供・体制の確保や、地域社会資源の連携体制の構築等を担う機能。

9. 権利・苦情

働くことや人とのかわりを通じて、学び、自立していく権利を持ちます

障がいの種類や程度、国籍、性別、思想、信条によって差別されることなく、ひとりの人間として尊重されます

障がいの程度にかかわらず、自分のことは自らが選択し、決定する自己決定権を持ちます

個人情報に対する取扱いにおいて、プライバシーが保護されます

当協会の事業、会議などの内容に意見を言うことができます

いやなことは拒否する権利があります

次のようなことがあれば、スタッフに話してください。

からだを傷つけられたり、部屋に閉じ込められたり、食事をもらえなかったりした。

スタッフに無視されたり、下着が汚れてもそのままにされたりした

「何度言ったらわかるの?」「そんなことをしたら外出禁止!」と怖い言い方をされた

自分や家族のことを言われて傷ついた

ほかの人と比べられて、差別を受けた

みんなに言えないようなことを職員にされた

10. 利用者の権利及び虐待について

利用者の人権擁護・虐待防止のため、次の措置を講じます。

- 職員は虐待防止の研修を行います。
- 明文化された虐待防止措置を提示します。
- 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置し、虐待防止の対策の検討や虐待案件の検証、検討結果の全職員への周知徹底を行います。
- 虐待の防止等のための責任者を設置します。

11. 身体拘束の禁止について

サービスの提供に当たっては、利用者又は他利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束」)を行いません。

やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

- 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催すると共に、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

12. ホームの生活のことで、気に入らないことや苦情、虐待があれば、スタッフか、苦情窓口担当、外部の担当者に話をしてください。

(ア) スタッフ
(イ) 苦情窓口担当 <small>くじょうまどぐちたんとう</small> <small>わたなべ ひろたけ</small> 渡邊 博丈
(ウ) 外部の担当者 <small>がいぶ たんとくしや</small> <small>みやた としこ はしまし ののむらちえこ はしまし うえだひろゆき いちのみやし</small> 宮田敏子 (羽島市) 野々村千恵子 (羽島市) 上田祐之 (一宮市)

それでも気に入らない場合は、岐阜県の窓口に相談してください。

岐阜県運営適正化委員会
住所：岐阜市下奈良2-2-1058
電話番号：058-278-5136

13. 非常災害対策 ひじょうさいがいだいたさく

サービスの提供中に天災及びその他の災害が発生した場合、利用者の避難など適切な措置を行います。また、防火管理者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、従業員に周知徹底を図るとともに、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難の指揮を執ります。また、非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を定期的(年2回以上)行います。

14. 事故発生時の体制 じこはっせいじたいせい

病状の急変→スタッフが主治医や協力医療機関へ連絡します。
◎ 協力医療機関 岩佐医院 (羽島市正木町坂丸2-130) 058-392-8888
系井川歯科医院 (羽島市竹鼻町2546) 058-391-5819

火事や地震が起きたら

- ① ホームにいるとき、火事や地震が起きたら、あわてないで世話人の言うとおりに行動して下さい。
- ② 火事の際は、煙を吸わないようからだを低くして、早くホームの外へ逃げて下さい。
- ③ 地震の際は、布団をかぶったり、机の下にもぐったりして、地震が終わるのを待ちます。地震が終わってから一緒にホームの外へ出ます。
- ④ 外に出かけている時に地震にあったら、まわりの人に助けてもらってください。そのあとで、ホームへ連絡するようにお願いしてください。
- ⑤ ホームでは、役所や地域の消防署などの決まりに従って、火事や地震が起きたときにどうするか決めます。
- ⑥ ホームでは、近所の人たち(ohana)の家の職員・lalaの部屋の職員も含まれます。緊急連絡体制があります。)にも火事や地震が起きた時、助けてもらうようお願いしてあります。
- ⑦ ホームでは、防災訓練を行い、地震や火事の際に避難をする練習をします。

●わたしは、この紙かみに書かいてあることを（
）から説明せつめいしてもらい、GH健康促進住宅けんこうそくしんじゅうたくでの生活せいかつを始はじめます。

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

りようしゃ じゅうしょ なまえ
利用者 住所 _____ 名前 _____ (印)

だいにん じゅうしょ なまえ
代理人 住所 _____ 名前 _____ (印)

グループホームでの支援しえんを始はじめるにあたり、こここゝに書かかれていることを説明せつめいしました。

GH健康促進住宅けんこうそくしんじゅうたく 管理かんり者しゃ 渡邊博丈わたなべひろただけ 説明せつめい者しゃ _____ (印)